

第 40 回 上越市景観審議会 次第

日時：令和 5 年 11 月 8 日(水)午後 2 時～
会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

- ・令和 5 年度の景観事業の報告について

4. その他

- ・景観事業についての意見交換

5. 閉 会

第40回 上越市景観審議会

資 料

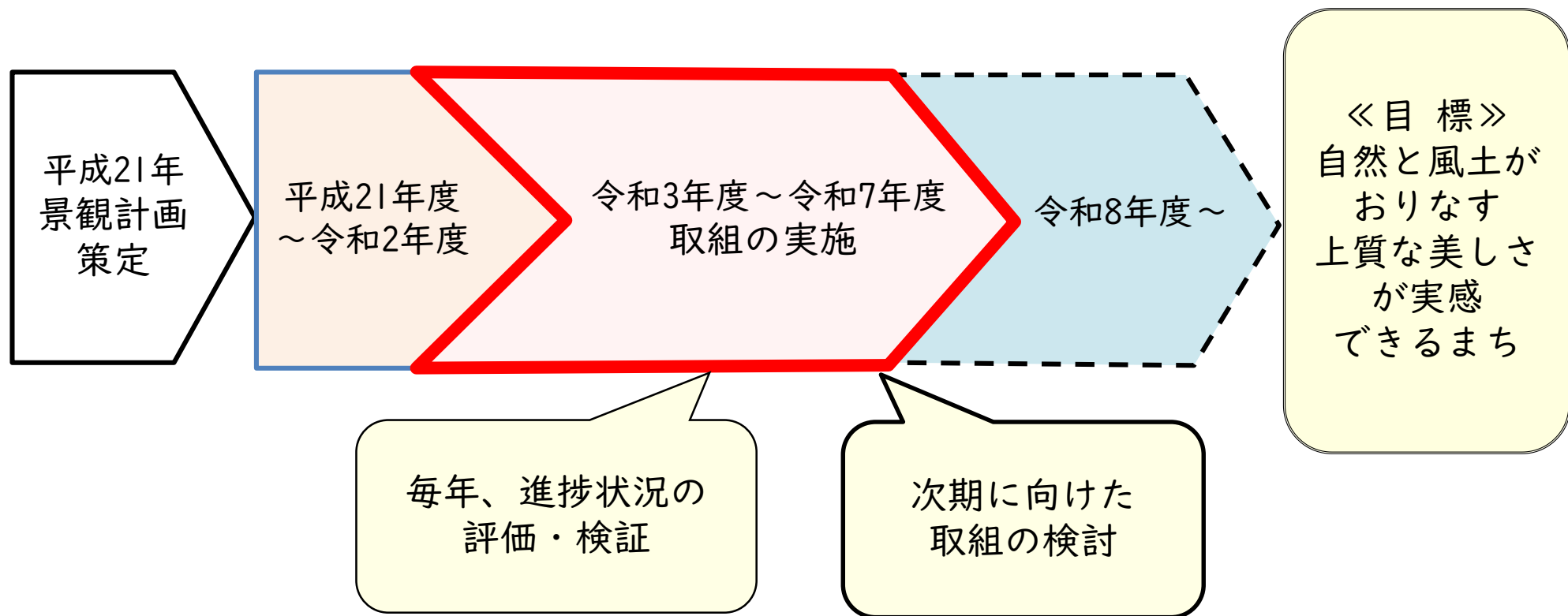
令和5年度の景観事業の報告について

と き 令和5年11月8日（水）午後2時から

ところ 上越市役所 4階 401会議室

- 上越市景観計画における今後の進め方
- 景観法に基づく届出制度の実施
- 景観アドバイザー制度の実施
- 景観に関する地区指定に向けた取組
- 中山間地域における景観まちづくりの波及
- 上越市屋外広告物ガイドラインの作成
- 自然色シートの普及・利用促進
- 5年間（令和3年度～令和7年度）の取組の進捗状況
- 令和6年度の景観事業の主な取組案

◆上越市景観計画における今後の進め方



令和3年度～令和7年度に進めていく取組
「継続」 「拡充」 「新規」

◆景観法に基づく届出制度の実施

(1) 継続的な取組について

①景観法に基づく届出制度の実施

今年度の目標

- ・届出案件については、事前協議を丁寧に行い、基準に適合するように誘導する。

今年度の実施内容

- ・周辺環境と調和が図られた景観づくりを推進するため、景観づくりに重大な影響を及ぼす建築物等の新築、改築、外観の模様替え、色彩変更等の行為に対する届出等に関し、適正な審査を実施する。

◆景観法に基づく届出制度の実施

《届出制度の審査件数》

年度	件数	内 訳						
		商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	鉄塔	その他
R3	140 (3)	11 (0)	2 (0)	5 (0)	18 (0)	13 (0)	77 (3)	14 (0)
R4	131 (8)	4 (0)	5 (0)	7 (0)	19 (0)	8 (1)	66 (5)	22 (2)
R5	52 (4)	7 (0)	8 (0)	2 (0)	11 (0)	7 (0)	7 (0)	10 (4)

※()：景観づくり重点区域（安塚地区）の件数
 景観づくり重点区域（南本町三丁目地区）は届出なし
 ※R5年度は令和5年9月末までの件数

◆景観法に基づく届出制度の実施

今年度の成果

- ・届出された案件については助言等により改善や誘導を図り、基準に適合させることができた。

今後の課題

- ・届出案件については、より多くの案件でアドバイザー制度を活用してもらい、引き続き、周辺環境に調和するように誘導していくことが今後の課題である。

◆景観法に基づく届出制度の実施

(1) 継続的な取組について

②景観アドバイザー制度の実施

今年度の目標

- ・ アドバイスにより改善や誘導を図り、周辺地域と調和が図られた景観づくりを推進する。

今年度の実施内容

- ・ 周辺環境と調和が図られた景観づくりを推進するため、専門家が建築物等の色彩・照明等についてアドバイスを実施

◆景観アドバイザー制度の実施

《景観アドバイザー》

- ・ 色 彩：吉田 慎悟
- ・ 照 明：稲葉 裕

《景観アドバイザーの実施件数》

年度	区 分				施設内訳						
	総件数	色彩	照明	デザ イン	案件数	商業	学校	福祉 施設	工場	共同 住宅	その他
R3	37	24	12	1	32	1	2	0	3	4	22
R4	38	27	10	1	30	0	3	2	0	3	22
R5	22	18	4	0	18	0	5	1	0	3	9

※R5年度は令和5年9月末までの件数

◆ 景観アドバイザー制度の実施

《アドバイザー会議の様子》



【黒田小学校】（色彩）



< 改修前 >



< 改修後 >

【国道8号（直江津バイパス）の戸野目川橋梁】（色彩）

< 改修前 >



< 改修後 >



【柿崎屋内水泳プール】（色彩・照明）



< 改修前 >



< 改修後 >



◆景観アドバイザー制度の実施

今年度の成果

- ・ アドバイスを受けた建築物等については、色彩や照明について周辺環境と調和するように誘導することができた。
- ・ SNSを活用し、アドバイザー制度を周知することができた。

今後の課題

- ・ 民間施設について、景観アドバイザー制度の利用が少ないことから、引き続き、制度について積極的に周知し、制度を活用してもらうことが今後の課題である。

◆景観に関する地区指定に向けた取組

(2) 拡充する取組について

①景観に関する地区指定に向けた取組について

今年度の目標

- ・住民主体の景観まちづくりを推進するため、南本町三丁目^三に続く新たな地区^三について、景観づくり重点区域の指定の^三手続きに着手する。

今年度の実施内容

- ・大町五丁目、本町七丁目・東本町一丁目の雁木通りの街並みのルールづくりに関する地域の関係者の話合いに参画し、助言を行う。

◆景観に関する地区指定に向けた取組

今年度の成果

- ・大町五丁目は景観づくり重点区域の指定に向け、着手したことから今後の進め方やルールづくりの考え方等について助言を行うことができた。
- ・本町七丁目・東本町一丁目については、景観づくり重点区域の指定に向け、関係者の合意形成を図っている。

今後の課題

- ・景観づくり重点区域の指定が最終目的ではないため、今後も住民主体で、楽しみながら景観まちづくり活動を継続していくことが今後の課題である。
- ・住民主体の景観まちづくりは地域の特色をいかした街並みのルールづくりが大切であり、関係者の意識啓発を図りながら、時間をかけて進めていく。

◆景観に関する地区指定に向けた取組

《南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な内容》

①修景活動の実施（令和5年6月25日）

- ・ 灯籠の塗装作業を実施



◆景観に関する地区指定に向けた取組

《南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な内容》

②夜間景観活動

- ・ 夜間景観の向上のための影絵を作製し設置
- ・ 灯りイベントに合わせて雁木通りに竹行灯を設置



◆景観に関する地区指定に向けた取組

《南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な内容》

③高校生による空き家のリノベーションの提案

- ・まちを活性化するため、空き家のリノベーションについて、新潟県建築士会上越支部の皆さんと意見交換等を行いながら検討中



◆中山間地域における景観まちづくりの波及

(2) 拡充する取組について

②中山間地域における景観まちづくりの波及について

今年度の目標

- ・中山間地域の棚田の保全活動や景観づくり活動の取組状況を把握するとともに、SNSを活用し情報発信を行い、意識啓発や取組の波及を図る。

今年度の実施内容

- ・各地域の取組状況を把握し、景観アドバイザー制度の活用の検討や景観づくりの活動をSNSで情報発信を行う。

◆中山間地域における景観まちづくりの波及

《棚田の保全活動の情報発信：牧区泉地区》

- ・ 農家の皆さんが力を合わせて棚田の保全に取り組み、景観づくりが実践されている。
- ・ 棚田テラスを設けたり、夜の棚田をライトアップし、夜間景観もPRしている。



◆中山間地域における景観まちづくり活動の波及

今年度の成果

- ・中山間地域については、様々な取組がされている中で、一部の棚田保全活動の情報発信をSNSで行ったのみであり、積極的な情報発信を行うことができなかった。

今後の課題

- ・中山間地域においては、後継者不足や高齢化等により、自然豊かな景観を維持していくことが困難な状況となっている中でも、各地域で様々な景観づくりに関わる取組がされている。まずは、情報発信を行いながら、景観づくりの活動を広く紹介していくことが今後の課題である。

◆上越市屋外広告物ガイドラインの作成

(3) 新たな取組について

①上越市屋外広告物ガイドラインの作成

今年度の目標

- ・景観形成の観点から屋外広告物ガイドラインを作成し、屋外広告物の設置者、市民及び行政が理解を深め、屋外広告物の目指すべき将来像の共有を図る。

今年度の実施内容

- ・県及び関係団体と協議を行い、屋外広告物ガイドラインを作成するとともに、関係団体等へ周知を行う。

<表 面>

<裏 面>



《屋外広告物ガイドラインの目的》

- ◆屋外広告物は、経済活動を行う上での重要なコミュニケーションツールであると同時に、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、双方の両立に加え安全面の配慮も必要です。
- ◆本ガイドラインは、主に景観形成の観点から、屋外広告物に関する上越市独自の配慮事項を示すことにより、屋外広告物の設置者、市民及び行政が理解を深め、屋外広告物の目指すべき将来像の共有を図ることを目的とし、質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成を目指すものです。

《屋外広告物の目指すべき将来像》

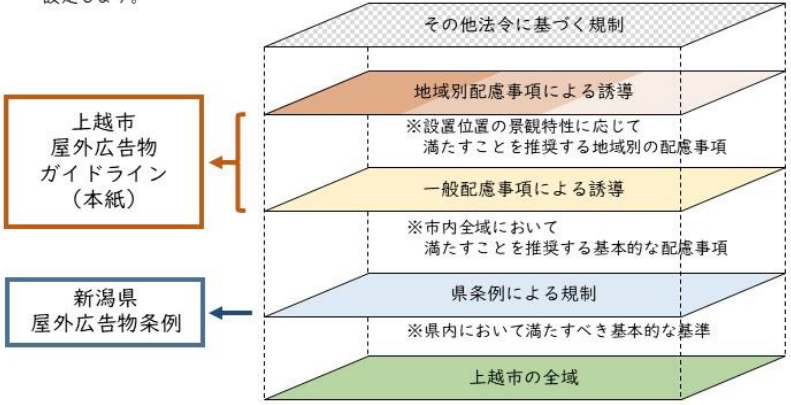
◆本市が考える屋外広告物の目指すべき将来像は、以下のとおりです。



- 【調和】：地域の自然、歴史、文化等と調和した屋外広告物の普及を目指します。
- 【保全】：自然景観や文化的景観等の保全に配慮した屋外広告物の普及を目指します。
- 【創出】：楽しく、美しい良好な景観を創出する屋外広告物の普及を目指します。
- 【持続可能性】：地域の持続可能性に貢献し、安全な屋外広告物の普及を目指します。

《ガイドラインの構成及び新潟県屋外広告物条例との関係》

◆本市は、広い市域に多様な景観特性を有する地域が存在することから、市内全域における基本的な配慮事項を示す[一般配慮事項]と設置位置の景観特性に応じた配慮事項を示す[地域別配慮事項]を設定します。



- ◆上越市内に設置されるすべての屋外広告物は「新潟県屋外広告物条例」による規制の対象です。
- ◆本ガイドラインは、「新潟県屋外広告物条例」と同様に、上越市内に設置されるすべての屋外広告物を対象としますが、本市独自の屋外広告物の目指すべき姿を示すものであり、法的規制や届出の義務等が生じるものではありません。

《問合せ》

- ◆本ガイドラインについては、下記の担当係にお問い合わせください。
- ◆上越市景観アドバイザー制度を活用できます。色彩やデザイン等にお悩みの際は、当社が委嘱している景観アドバイザーが個別にアドバイスさせていただきます。

住 所：〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市都市整備部都市整備課計画係
T E L：025-520-5763
Eメール：toshi-keikan@city.joetsu.lg.jp



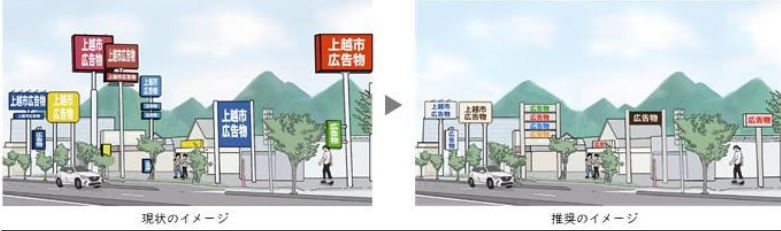
上越市の魅力ある景色と屋外広告物との「調和」「保全」「創出」「持続可能性」を目指します。

< 中 面 >

1. 一般配慮事項 - 市内全域において満たすことを推奨する基本的な配慮事項 -

1-1 周囲の景観要素との調和

- ◆周囲の景観要素や他の広告物との整合を図り、まちなみとの調和に配慮しましょう。
- ◆複数の広告物の需要がある場合、集約に努めましょう。
※周囲の景観要素とは、周囲の広告物・建築物・背景となる山並み・海岸線等、広告物の周囲の視認できる要素を指します。現地を調査し、周囲の景観要素を把握することが大切です。



1-2 一体的に建築される建築物等との調和

- ◆建築物等の大きさや形態・意匠・色彩等との調和を図り、一体的な景観を創出しましょう。
- ◆建築物等とのバランスを考慮した意匠となるよう配慮しましょう。



1-3 色彩の工夫によるまちなみの演出

- ◆華美な意匠や高彩度の色彩の使用を控え、整ったまちなみを演出しましょう。
- ◆大切にしたい色彩を決め、使用色数を抑えることで企業カラーの認知度向上を図りましょう。
- ◆上越市環境色彩ガイドラインを参考に色彩を設計しましょう。



1-4 適切な維持管理の徹底

- ◆耐久性・耐候性のある材料の使用に努めましょう。
- ◆日常的に点検を実施し、適切な維持管理に努めましょう。
- ◆劣化や破損を確認したら、速やかに修繕や更新を行いましょう。
- ◆不要となった屋外広告物は速やかに撤去しましょう。



2. 地域別配慮事項 - 景観特性に応じて満たすことを推奨する地域別の配慮事項 -

2-1 歴史・文化地域：歴史的なまちなみや文化的景観等との調和

※「歴史・文化地域」とは、歴史的なまちなみや文化的景観が現存する地域です。

- ◆歴史的なまちなみや文化的景観等の美しい眺望を妨げないようにしましょう。
- ◆地域の景観特性に応じた素材や掲出方法により、地域の魅力向上を図りましょう。
- ◆照明の光色は暖かみのあるものにしましょう。
- ◆地域独自で景観形成のためのルールなどを定めている場合は整合を図りましょう。



2-2 市街地地域：経済活動と良好な景観形成の両立

※「市街地地域」とは、概ね用途地域の指定がある地域です。

- ◆楽しく、美しい屋外広告物により、賑わいの創出と良好な景観形成を両立しましょう。
- ◆質の高い屋外広告物により、企業のイメージ向上や地域の魅力向上を図りましょう。

2-3 自然地域：自然景観との調和

※「自然地域」とは、概ね用途地域の指定がない地域です。

- ◆自然景観の美しい眺望を妨げないようにしましょう。
- ◆自然に配慮した素材や色彩の使用に努めましょう。
- ◆現地の夜間の状況を踏まえ、照明は必要最低限としましょう。

3. その他の規制事項 - 各種法令に基づく規制事項 - ※詳細は各種計画を参照

3-1 上越市景観計画に基づく景観づくり重点区域

※根拠法令：景観法

- ◆良好な景観づくりを推進していくため、区域の特性を活かした基準を設け、景観づくりを図る区域です。景観づくり地区計画において規制内容を規定しています。

3-2 地区計画に基づく地区計画区域

※根拠法令：都市計画法

- ◆地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために定めている計画です。地区整備計画において規制内容を規定しています。

➢ 上記規制の対象区域は「上越市地図情報サービス eマップじょうえつ」で確認できます。

➢ 規制内容は上越市ホームページで確認できます。



※本ガイドラインのイラストは、新潟工科大学工学部建築・都市環境学系の学生と連携し作成しました。

◆上越市屋外広告物ガイドラインの作成

《周知方法》

- ・市の窓口でガイドラインを配布
- ・市のホームページ、SNSで周知
- ・県の屋外広告物の窓口でガイドラインを配布
- ・関係団体にホームページの掲載や会員への周知を依頼

新潟県広告美術業協同組合

公益社団法人新潟県建築士会

一般社団法人新潟県建築士事務所協会

社団法人新潟県建設業協会

一般社団法人日本塗装工業会新潟支部

公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会

◆上越市屋外広告物ガイドラインの作成

今年度の成果

- ・屋外広告物ガイドラインを作成し、関係団体等へ周知を行うことができた。
- ・イラストを官学連携により作成したことで、作成過程において様々な議論ができた。
- ・関係団体と作成段階から将来像を共有することで、今後の連携の第一歩につながった。

今後の課題

- ・良好な景観形成に向けた屋外広告物の普及については、事業者等の意識啓発を図っていくため、引き続き、関係団体等と情報を共有し、質の高い広告物の普及に取り組んでいくことが今後の課題である。

◆自然色シートの普及・利用促進

(3) 新たな取組について

②自然色シートの普及・利用促進

取組の目的

- ・ 上質な美しさが実感できるまちの実現に向けた取組の一つとして、人工物を背景に溶け込ませるために、様々な場面において「自然色シート」の普及・利用促進を図っていく。

取組内容

- ・ 公共工事や施設管理等で使用するシート（養生シート・保護シート等）は、まちなみや自然に溶け込みやすい「自然色シート」の使用に努める。

《推奨する自然色》

ダークブラウン
10YR4/1.5程度

グレーベージュ
10YR7/1程度

《自然色シートの実例》



ブルーシートのイメージ
(春日山)



自然色シートの実例
(春日山)

《具体的な取組》

- ・ 公共工事の特記仕様書に周辺の景観に配慮した「自然色シート」の使用の推奨を配慮事項として記載
- ・ 建設業の関係団体等に周知チラシを配布

（
上越市建設業協会
上越市管工事業協同組合
上越市電設業協会
公益社団法人新潟県建築士会
）

- ・ 市のホームページ、SNSで周知

◆5年間（令和3年度～令和7年度）の取組の進捗状況

進捗スケジュール

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続的な取組	継続事業	継続事業の実施				
拡充する取組	地区指定	手法の整理				
		方針策定				
	新たな地区の掘起し・地区指定					
	中山間地域における景観まちづくりの波及	現状把握		新たに予定している活動の把握		
アドバイザー制度の活用（区と連携）						
SNSによる情報発信（区と連携）						
新たな取組	屋外広告物ガイドラインの作成	現況把握				
素案の作成						
作成・周知		ガイドラインの運用				

◆5年間（令和3年度～令和7年度）の取組の進捗状況

取組に関する成果指標と目標値

※目標年度：令和7年度末

取組項目	成果指標	令和2年度末	目標値	現状値 令和5年9月
景観づくりの 誘導施策の 強化	景観の行為の届出について 基準に適合しない件数	0件/年	0件/年	0件/年
	アドバイザー件数	58件/年	60件/年	21件/年
	景観づくり重点区域 の指定数	1地区	38地区	37地区
	地区計画の指定数	35地区		
	景観協定の締結数	0地区		

◆令和6年度の景観事業の主な取組案

(1) 地区指定について（景観づくり重点区域の指定）

- ◆現在、街並みのルールづくりの検討している地区について、法的手続きに着手し、景観づくり重点区域の指定を目指す。

(2) 屋外広告物ガイドラインについて

- ◆ガイドラインを活用し、質の高い屋外広告物の設置を誘導していく。

(3) 景観事業の次期5か年計画について

- ◆令和8年度以降の景観事業の取組について検討を開始する。

意見交換



◆上越市の景観事業の変遷

- ◆平成6年度～ 景観シンポジウム・景観デザイン賞の実施
- ◆平成10年度～ 景観情報誌の発行（※平成30年度まで）
- ◆平成12年度～ 景観セミナーの開催（※平成30年度まで）
- ◆平成14年度～ 環境色彩ガイドラインによる誘導開始
- ◆平成15年度～ 届出制度・景観アドバイス制度の開始
- ◆平成16年度 景観法の公布
- ◆平成21年度 上越市景観計画の策定
 - 安塚区景観づくり重点区域の指定

- ◆平成24年度 景観資産の特定…豊かな自然分野10件
 - 高田城址公園の桜、ハス、米山、朝日池
夕日の沈み日本海、虫川の大スギ など

- ◆平成27年度～ 南本町三丁目の景観まちづくりの取組開始
 - モデル事業

- ◆令和2年度 景観計画に基づき、今後の進め方を策定
 - R3年度～R7年度の具体的な取組を策定

- ◆令和4年度 南本町三丁目 景観づくり重点区域の指定

- ◆令和5年度 上越市屋外広告物ガイドラインを作成

◆景観事業の構成について（構成イメージ）

【景観づくりの目標】
～自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち～

景観まちづくり

≪目的≫

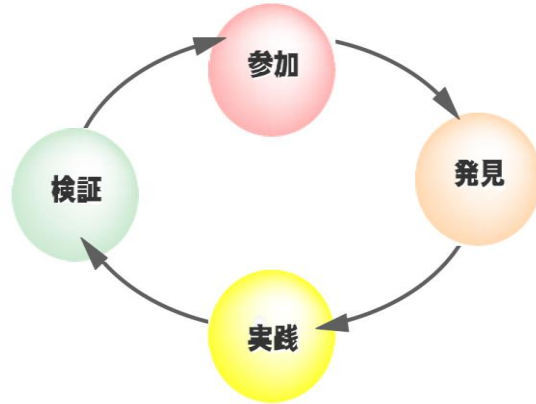
- ・様々な活動を通じながら、地域への愛着と誇りを育み、地域の特色ある街並みを保存・継承する。

景観まちづくり活動

- <取組事例：南本町三丁目>
- ◆ワークショップ・検討会
 - ◆イベントの開催
 - ◆修景活動
 - ◆色彩ガイドラインの運用
 - ◆雁木の任意ルールの改正

景観づくり重点区域の提案

景観づくりの基本理念
～景観そだて～



景観行政

≪目的≫

- ・市内全域の景観のベースづくりとして、周辺地域と調和が図られるように建築物等の誘導を図る。

景観アドバイザー制度

景観届出制度

環境色彩ガイドラインの運用

屋外広告物のガイドラインの周知

意識啓発

景観資産の特定
(H24：10件を特定)

景観情報誌の発行
(H10～H30)

景観セミナーの開催
(H12～H30)

SNSによる情報発信
(R1～)

※一定の役割を果たしたことから事務事業の見直しにより廃止